

◇ 医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください

愛知県医労連2016春闘速報4

発行 2016年3月14日 愛知県医労連・林書記長
連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403
TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

大幅賃上げ・大幅増員・働き続けられる職場めざして
2016春闘 仲間を増やして 元気よく闘おう

第7回パート交流集会 5組織19名

知って活かそうパートの法律



<写真 白川弁護士（真ん中下）を囲んで、パート待遇改善がんばろう>

3月12日、第7回パート交流集会を開催し5組織19名が参加しました（南6、名南1、みなと1、豊橋市職3、国共東海3、個人組合1、書記局3）

パート法、使用者の義務を履行すれば待遇改善は可能

北法律事務所の白川弁護士が「知って活かそうパートの法律」題して講演。パートタイム労働者は通常労働者と特徴が異なるため、さらに特別な法律を定めている。パートタイム労働法に定められた使用者の3つの義務 ①労働条件の文書交付義務（第6条）、②通常労働者への転換機会義務（第13条）、③改善措置の内容説明義務（14条）をしっかりと果たさせる中で待遇改善は可能だと力説。

また、労働契約法は労働者保護を定めた法律であり、①就業規則と労働契約は“労働者が有利になる方を優先”にとり使われる、②就業規則改悪後も争って勝訴する事例があり諦めない、③雇止め制限が法文化され、2013年4月以降の5年で有期から無期に転換できる。モデル書式を活用して積極的に活用しようと呼びかけられました。



無期労働契約への転換を申し込む場合（モデル書式）「私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに、通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申し込みます。」

激増するパート労働者 パート法改正の前進を活かして、過半数組合へ交渉力引き上げ、パート運動の前進を

林書記長から問題提起。①全国の医療・福祉労働者は743万人。正規443万人(62%)、非正規281万人(38%)で非正規は4割。対前年比で正規5万人増に対して、非正規20万人の激増。②病院3割、介護4割、在宅ヘルパー8割がパート、病院や介護施設の運営はパート労働者なしでは成り立たない。③多くのパート労働者は、低賃金・劣悪な環境で働いているが労働組合の要求運動が遅れている。2008年パート労働法改正、2012年8月労働契約法改正、最低賃金愛知12年連続アップ。厚労省「正社員転換・待遇改善実現プラン」発表、パート運動は前進の大きなチャンス。過半数組合で交渉力アップしてパート労働者の処遇改善を勝ち取ろうと呼びかけました。



70人のパート助手、50名が組合加入し団体交渉 定期昇給を勝ち取った！（豊橋市職病院支部）



各職場の交流では、豊橋市職病院支部のパート助手さん。4年前に委託から直雇用された70人のパート助手さん、新人看護師の指導を含めて業務が次々と増える中、何年働いても昇給しない現状はおかしい、50名が組合に加入し団体交渉にも参加。4月からの昇給制度を勝ち取ったと喜びの報告。

国共東海からは、パートの待遇は悪くないが、忌引き休暇が無給であること、病棟のパート看護師が看護助手の仕事の肩代わりをさせられている状況があり、昔と比べてもパートの業務が様変わりしている。パートの改善につなげていきたいと報告しました。



南生協労組からは6名が参加。今月5人目の組織拡大が報告。パートの昇給制度はあるが、上司の決済がないと昇給できないため、圧倒的パートが昇給無しの実態。小規模介護事業所が多くパートさんが点在している。しっかりパート法を広げて、仲間を増やして前進を勝ち取りたいと報告されました。

そのほかに、みなとからパート部会を不定期に開催し、1人ぼっちのパートさんを無くして、部門を超えて交流し仲間をつないでいると報告されました。

◇3月16日(水) 2016春闘回答指定日 回答の集中を